

朝霞市放射線測定器貸出し要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市が所有する放射線測定器を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸し出す放射線測定器は、別紙に掲げるものとする。

- 2 営利目的その他この要領の目的以外に使用されるおそれがあるときは、放射線測定器の貸出しを行わないものとする。
- 3 放射線測定器の貸出しを受けた者は、その放射線測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

(対象者等)

第3条 放射線測定器の貸出しの対象者は、市内に居住、通勤、又は通学している者とし、使用場所は朝霞市内に限るものとする。

(貸出日及び期間)

第4条 放射線測定器の貸出日は、市役所開庁日及び中央公民館開館日の土曜日、日曜日及び祝日（ただし、祝日が月曜日である場合を除く。）とする。

- 2 貸出期間は、貸出しをした日限りとし、貸出時間は、午前8時30分（中央公民館は午前9時）から午後5時15分までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出場所)

第5条 貸出場所については次のとおりとする。

- (1) 市役所開庁日 環境推進課
- (2) 前号に掲げる以外の日（土曜日、日曜日及び祝日。ただし、祝日が月曜日である場合を除く。） 中央公民館

(貸出台数)

第6条 放射線測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第7条 放射線測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第8条 放射線測定器の貸出しを受けようとする者は、朝霞市放射線測定器貸出申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他本人確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、放射線測定器を貸し出すものとする。

(貸受者の責務)

第9条 貸出しを受けた者は、借り受けた放射線測定器を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

貸出機器 株式会社 堀場製作所製 環境放射線モニタ PA-1000 Radi(ラディ)

貸出台数 5台

仕 様 下記のとおり

検出方式	シンチレーション式
測定放射線	γ 線
感度	0.01 μ Sv/h に対して毎分 10 カウント以上
相対指示誤差	$\pm 10\%$ 以内
変動係数	0.1 以下
エネルギー範囲	150keV 以上
エネルギー特性	0.5 \sim 3 ^{*1} (150keV \sim 1.25MeV)
有効測定範囲及び表示	0.001 \sim 9.999 μ Sv/h デジタル 4 桁表示(カウント数を μ Sv/h 値に変換)
サンプリング時間	60 秒
表示間隔	60 秒の積算値(移動平均)を 10 秒毎に表示
外形寸法	68(W) \times 28(D) \times 121(H) mm
質量	175g(電池を除く)
付属品	取扱説明書、単 3 乾電池 2 本、ネックストラップ

※1 ¹³⁷Cs(662keV)に対する感度を 1 とした場合の相対感度